

# 注 意

実態と異なる書類等を作成して補助金を受給しようとすることは犯罪です。

今般、令和4年度中に補助金交付を決定しました、沖縄県観光事業者事業継続・経営改善サポート事業補助金の事業実績確認において、補助金の不正受給が疑われる案件が確認されました。

補助金について、事業実施・支払の事実と異なる内容の書類を作成して提出し、補助金を受けようとすることは不正受給にあたります。実際に補助金の支払いを受けなくても、虚偽の申請を行うだけで不正受給となります。

不正受給が明らかになった事業主については、補助金交付要綱第15条により、交付決定の取消を行い、既に補助金が交付されている場合は返還を求めることとなります。

また、不正受給は書類の偽造により公金を搾取しようとする犯罪（詐欺罪）に該当し、処罰の対象となり、社会的信用を失う可能性があります。

## 【参考：刑法】

第二百四十六条第一項 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

※申請手続きを外部の者に任せているため自身が不正をした認識を持っていない場合も、申請名義人が責任を問われることとなります。下記のような事例に十分ご注意ください。

### 事例1

「補助金を利用して無料でHPを作成できる」とIT事業者から営業の電話を受け、申請手続きも含め全て事業者任せに任せた。

→本補助金は消費税分は補助対象外となっており、完全に無料で事業が行えることはありません。実際の支払前の領収書発行行為等を含め、実態と一致しない内容の申請は補助対象外となります。また、申請手続きを外部の者に任せていても、万一不正があった場合は申請名義人が責任を問われます。

### 事例2

友人・知人を委託先として実際の業務内容に比して高額の申請を行い、後日キックバックを受けた。

→発覚すると刑法上の詐欺罪に該当し、重い処罰を受ける可能性があります。